

時代錯誤の「部落差別」固定化法案—断固反対—

2016年11月11日（国会議員要請）全国地域人権運動総連合
TEL 03-5615-3395 FAX 03-5615-3396

衆院法務委員会強行採決絶対反対。参考人質疑を

法案は地域実態や市民意識から乖離し、同和問題をほじくり出し、固定化する史上最悪法です。関係地域では困惑の声。自治会役員の多くはこのような法律を望んでいません。 神奈川県地域人権運動連合会・常任顧問 森岡忠生

神奈川県下及び県下最大—秦野市の地区状況。

① 1975（昭和50）年当時、216世帯で関係世帯が100%でした。

世帯主と配偶者の「出生地の資料」は見当たりませんが100パーセント近く「対象地区どうし」でした。

神権連秦野支部は2001年4月、世帯調査をしました。自治会加入者は358世帯です。「以前からの世帯数」は177世帯、「新しく転入の世帯」は181世帯です。新しい世帯、すなわち同和地区関係者では無い世帯が過半数になりました。

②結婚状況

「以前からの世帯」177世帯の結婚状況では、嫁や婿に来て同居家族となっている世帯は134世帯（57.7%）でした。残り43世帯は「地区同士」の結婚でした。その内、11世帯が「恋愛結婚」で「見合い婚」が32世帯です。恋愛・見合い結婚は「部落差別があったわけでは無く、好きになったからです」。また、これら43世帯の中には一人以上の子どもが地域外の人と結婚しています。

③「神奈川県地域相談連絡協議会」（神権連・同和会・解放同盟と神奈川県で構成）は毎月ケース会議（生活相談の内容や教訓を交流）を開いています。また年に数回は県や市町村も参加する会議も開かれています。

毎年3団体に寄せられる相談は約1500件前後です。単純計算では7年間で約1万件を越しています。その中には結婚問題での相談はありません。

④ 神権連は1990～2011年、同和对策事業の中心地「5市3町」と横浜市、川崎市の政令指定都市に結婚や就職に関する調査をしましたが、具体的な人権侵害はありませんでした。

⑤ 第1条「・・・法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに・・・」と記しています。しかし、実態は異なり、「部落差別」は存在していません。

秦野市の隣保館「ほうらい会館」まつりは周辺の7自治会が実行委員会をつくり毎年千数百人が参加します。差別もわだかまりもありません。地域のお祭りでも同様です。市民的交流が進み、部落差別を受け入れない地域になっています。

同和問題の教育や啓発は、解決過程を示さず実態と乖離しており、予断と偏見を与え、同和問題への「新たな差別」を広める危険なものとなっています。